

配当所得の入力編

配当所得の入力編

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 配当所得を入力する画面の表示

配当所得を入力する画面の表示方法は、「入力方法選択」画面において『作成開始』ボタンをクリックします（「申告書の作成をはじめる前に」画面に進みます。）。

「申告書の作成をはじめる前に」画面で提出方法や生年月日などの入力をし、申告内容に関する質問への回答を行った後に、次の「収入金額・所得金額の入力」画面に進みますので、当画面で「配当所得」又は「上場株式等に係る配当所得等」の『入力する』ボタンをクリックします（2 ページの画面に進みます。）。

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
 ?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業）?	入力する		?
不動産所得?	入力する		?
利子所得?	入力する		?
配当所得?	入力する		?

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得?	入力する		?
株式等の譲渡所得等?	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等?	入力する		?
先物取引に係る雑所得等?	入力する		?

配当所得の入力編

2 金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に従って入力を進めます。

金融・証券税制（入力項目の選択）

平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、国債の利子などが追加されました。
[金融・証券税制の内容については、こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

1

総合課税

申告分離課税

配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等

配当所得

上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方

・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

2

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方のうち、特定口座（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、上記1の「申告分離課税」を選択しボタンをクリックしてください。

配当所得

上場株式等に係る配当所得等

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方

特定口座（源泉徴収あり）以外で、上場株式等の配当等（申告するものに限りです。）や非上場株式等の配当等がある方はこちら

3

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

利子所得

上場株式等に係る配当所得等

「利子等の支払通知書」などの内容を入力する方

- ① 上場株式等の配当等の課税方法について、「総合課税」又は「申告分離課税」のいずれかを選択します。
- ② 特定口座（源泉徴収あり）のうち、申告する配当等がある場合は、『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』ボタンをクリックします（3ページの画面に進みます。）。
- ③ 特定口座（源泉徴収あり）以外で、申告する配当等がある場合は、『「配当等の支払通知書」などの内容を入力する』ボタンをクリックします（11ページの画面に進みます。）。

2

配当所得の入力編

3 金融・証券税制（特定口座）

～特定口座（源泉徴収あり）で受領した上場株式等の配当等の入力例（書面で交付された特定口座年間取引報告書を入力する場合）～

金融・証券税制（特定口座）

・証券会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）をお持ちの方

※ データで交付された特定口座年間取引報告書の入力

・上記以外の方

① 書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼

特定口座の取引を、令和2年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください（特定口座（源泉徴収あり）のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがない場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。）。

入力例

1件目

1. 口座情報の入力

源泉徴収の選択 ☒ 1 有 ☐ 2 無

勘定の種類 ☐ 1 保管 ☐ 2 信用 ☒ 3 配当等

②

※ 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。

この特定口座（源泉徴収あり）について申告するものを選択してください。 ☐ 譲渡損益 ☒ 配当等

注意

- 1 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- 2 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- 3 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「配当等の額及び源泉徴収額等」の入力

入力例

現在、配当所得の課税方法は、総合課税です。

[総合課税と申告分離課税について](#)

(単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	上場株式配当等控除額
特定上場株式等の配当等				
④株式・出資又は基金	③			
⑤特定株式投資信託				
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)				
⑦オープン型証券投資信託				
⑧国外株式又は国外投資信託等				
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)			⑤	(内)
上記以外のもの				
⑩公社債	④			
⑪社債的受益権				
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)				
⑬オープン型証券投資信託				
⑭国外公社債等又は国外投資信託等				
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)			⑥	(内)
⑯譲渡損失の金額				
⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)				
⑱納付税額	⑦	※ 	※ 	
⑲還付税額(⑱-⑳)				

※ 還付税額ではなく、納付税額を入力することにご注意ください。

⑧ 配当所得に係る負債の利子の額 円

配当等の支払われた株式等を取増するために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。

なお、上記以外のもの（利子所得に該当するもの）については、負債の利子を控除することはできません。詳しくは[こちら](#)。

配当所得の入力編

- ① 『書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼』ボタンを選択します。
※ データで交付された特定口座年間取引報告書を読み込む方は、6 ページ以降を参照してください。
- ② 特定口座年間取引報告書に記載されている「源泉徴収の選択」、「勘定の種類」を選択します。
- ③・④ 「配当等の額」を入力します。
- ⑤・⑥ 「上場株式配当等控除額」の「合計」を入力します。
なお、こちらの欄は、③で入力した金額がある場合には⑤に、④で入力した金額がある場合には⑥にそれぞれ入力が必要になるため、上場株式配当等控除額が 0 円や空欄の場合は 0 円と入力します。
- ⑦ 「源泉徴収税額（所得税）」及び「配当割額（住民税）」の「納付税額」を入力します。
- ⑧ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子があればその金額を入力します。

配当所得の入力編

3. 「金融商品取引業者等」の入力

※ 「名称」の文字数は、「証券・銀行名等」及び「本文店名等」の区分名を含め、60文字までの入力となります。

金融商品取引業者等
入力方法はこちら

名称

証券・銀行名等

本文店名等

・xmlデータで交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件読み込む (xmlデータ)」ボタンをクリックしてください。

・書面で交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する (書面)」ボタンをクリックしてください。

（入力・読み込み結果一覧）

「入力方法」欄が「データ読み込み」の内容について

- ・詳細を確認する場合又は特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用を入力する場合若しくは配当所得に係る負債の利子の額を入力する場合は、「修正」ボタンをクリックしてください。
- ・「申告する所得」欄のチェックボックスで、申告する所得を選択することができます。
- ・費用又は配当所得に係る負債の利子の額の入力や、申告する所得を変更した場合は、「入力方法」欄へ「（更新あり）」と表示されます。

なお、上記以外の入力方法について内容を訂正する場合は、「修正」ボタンをクリックしてください。

No	入力方法	操作	申告する所得	金融商品取引業者等	差引金額 (繰渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)	配当等の額 (繰渡損失との 損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)	上場株式配当等 控除額の内書き
						株式等譲渡 所得割額 (住民税)		配当割額 (住民税)	上場株式配当等 控除額
1	画面入力	修正 削除			円	円	円	円	円

1 / 1 ページ

入力終了 (次へ) >

- ⑨ 金融商品取引業者等の名称を入力します。
- ⑩ 複数の特定口座（源泉徴収あり）を入力する場合には、②～⑨の必要項目を入力後、『もう1件入力する（書面）』（データを読み込む場合は『もう1件読み込む (xml データ)』）ボタンをクリックします。
- ⑪ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。
- ⑫ データで読み込んだものについては、「申告する所得」にチェックボックスが表示されます。
- ⑬ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了 (次へ) >』ボタンをクリックします（「総合課税」を選択した場合は9ページの画面に、「申告分離課税」を選択した場合は2ページの画面に進みます。）。

配当所得の入力編

※データで交付された特定口座年間取引報告書の読み込み方法

【1 金融・証券税制（特定口座）】

- ① 『データで交付された特定口座年間取引報告書の入力』ボタンを選択します。

配当所得の入力編

【2 証券会社等から交付されたデータの読込】

国税庁
令和2年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込

証券会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が「.xml」となっているものに限りです。
最大300ファイル読み込むことができます。

② [ファイルを選択](#)

[前に戻る](#) [選択したファイルを読み込む](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ② 「証券会社等から交付されたデータの読込」画面で、『ファイルを選択』ボタンをクリックし、読み込むファイルを選択してください。

国税庁
令和2年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込

証券会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が「.xml」となっているものに限りです。
最大300ファイル読み込むことができます。

[ファイルを選択](#)

③

選択したファイル	
ファイル名	削除
1 R証券.xml	削除
2 S証券.xml	削除

[前に戻る](#) ③ [選択したファイルを読み込む](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 読み込んだファイルの一覧が表示されるため、全てのファイルを読み込んだことを確認した上で、『選択したファイルを読み込む』ボタンで次画面へ進みます。

配当所得の入力編

【3 証券会社等から交付されたデータの読込結果】

国税庁
令和2年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込結果

読込結果の確認

証券会社等から交付されたデータの読込結果は以下のとおりです。

i

- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

・ 特定口座（源泉徴収あり）について、申告する所得を選択してください。

		金融商品取引業者等	源泉 徴収 の 選択	申告する 所得	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)	配当等の額 (譲渡損失との 損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)
								配当割額 (住民税)
						株式等譲渡 所得割額 (住民税)		上場株式配当等 控除額の内書き
								上場株式配当等 控除額
1	削除	R証券西口支店	有	☒ 譲渡所得 ☒ 配当所得	1,000,000 円	153,150 円	2,100,001 円	300,001 円
								105,002 円
						50,000 円		11,001 円
								21,616 円
2	削除	S証券東口支店	有	☒ 譲渡所得 ☒ 配当所得	1,000,000 円	153,150 円	2,100,004 円	300,004 円
								105,004 円
						50,000 円		11,004 円
								21,619 円

前に戻る

4

次へ進む

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

推奨環境

Copyright (c) 2021 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ④ 「証券会社等から交付されたデータの読込結果」画面で申告する所得を確認し、『次へ進む』ボタンで次画面へ進みます。（5 ページの⑩以降参照）

配当所得の入力編

4 「金融・証券税制（源泉徴収口座の配当控除入力1）」画面

金融・証券税制（源泉徴収口座の配当控除入力1）

源泉徴収口座の配当等について、左側の「配当控除の入力」ボタンをクリックし、それぞれの口座ごとに配当控除の入力をします。

[入力が必要ある源泉徴収口座](#)のみ表示しています。

(源泉徴収口座の配当等の入力状況)

配当控除 入力ボタン	金融商品取引業者等	配当等の額	特定上場株式等の配当等		左記以外のもの
			配当控除10%(※)の対象となるもの 配当控除5%(※)の対象となるもの	配当控除2、5%(※)の対象となるもの 配当控除の対象とならない配当等	
① 配当控除の入力	01証券001本店	10,000	未入力	未入力	
			未入力	未入力	

最初 前表示 次表示 最後 1 / 1 ページ

※ 課税総所得金額が1,000万円以下の部分についての配当控除の割合

< 戻 ② 入力終了(次へ)>

- ① 配当控除の対象となる金額を計算するため、『配当控除の入力』ボタンをクリックします（10 ページの画面に進みます。）。
- ② 全ての配当等について配当控除の対象となる金額の計算後、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします（2 ページの画面に進みます。）。

配当所得の入力編

5 「金融・証券税制（源泉徴収口座の配当控除入力2）」画面

金融・証券税制（源泉徴収口座の配当控除入力2）

選択した源泉徴収口座の配当等の額について、配当控除の対象となる金額を計算します。

入力例

01 証券001本店 の源泉徴収口座の配当等の配当控除の対象となる金額の計算

入力された配当等の④～⑧の種類ごとの金額が「（種類別の配当等の額）」に表示されていますので、「（内訳別の配当等の額）」のa、c、e、f及びgの各欄について、該当する項目があればその金額を入力してください。
該当のない項目については入力する必要はありませんので、各欄の確認が終了しましたら、「計算」ボタンをクリックしてください。

種類・内訳	配当等の額	
	種類別の配当等の額	内訳別の配当等の額
④株式・出資又は基金	10,000円	...
④の内訳	投資法人の投資口	円 ... a
	差引 (A - a)	10,000円 ... b
⑤特定株式投資信託	円	... B
⑤の内訳	外国株価指数連動型以外のもの	円 ... c
	外国株価指数連動型	円 ... d
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託	円	... C
⑦オープン型証券投資信託	円	... D
⑧その他の内訳	外貨建資産割合又は非株式割合のいずれか高い方の割合が50%超75%以下であるもの	円 ... e
	外貨建資産割合又は非株式割合のいずれか高い方の割合が75%超であるもの（※）	円 ... f
	特定受益証券発行信託・特定目的信託等	円 ... g
	差引	円 ... h
⑨国外株式又は国外投資信託等	円	... E

(参考)この口座の配当所得に係る負債の利子の額 円

※ 外貨建資産割合及び非株式割合が「制限なし」や「約定規定なし」であるものを含みます。

計算

○計算結果及び所得の計算

上の表のa～h、Eの金額を配当控除の区分ごとに割り振り、配当所得に係る負債の利子の額を差し引いた金額(※1)を表示します。

記号	項目	収入金額	負債の利子(※1)	額
イ	上場株式等に係る配当等(次のロ～ニに該当するものを除く。) (配当控除10%(※2)の対象となるもの) (b + c)	円	円	円
ロ	外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配 (配当控除5%(※2)の対象となるもの) (h)	円	円	円
ハ	外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外) (配当控除2.5%(※2)の対象となるもの) (e)	円	円	円
ニ	配当控除(税額控除)の対象とならない配当等 (a + d + f + g + E)	円	円	円
		(負債の利子の合計 円)		

※1 負債の利子については、最も有利な計算となるよう自動で割り振っていますが、これと異なる計算をされる方は、訂正することができます。
※2 課税総所得金額が1,000万円以下の部分についての配当控除の割合

< 戻る **入力終了(次へ)>**

① 「④株式・出資又は基金」、「⑤特定株式投資信託」及び「⑥投資信託又は特定受益証券発行信託」、「⑦オープン型証券投資信託」の内訳を、特定口座年間取引報告書などを基に入力します。

② 『計算』ボタンをクリックすると、①で入力した内容が「計算結果及び所得の計算」の表に反映されます。

③ 4ページの「⑧配当所得に係る負債の利子の額」を入力した場合には、『計算』ボタンをクリックすると、負債の利子を最も有利な計算となるよう自動で割り振って計算されますが、これと異なる計算をする場合は訂正してください。

④ 全ての入力が終わりましたら『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします(9ページの画面に進みます。)

配当所得の入力編

6 金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

～特定口座に受け入れを行っていない上場株式等の配当等又は非上場株式等の配当等を入力する場合～

金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

入力例

1 上場株式等の配当等に関する事項

→[上場株式等の配当等について](#)

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に従って必要事項の入力を行ってください。

※ 申告不要を選択する上場株式等の配当等については、入力の必要はありません。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	入力する	
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	

→[配当集計フォームのダウンロード](#)

i

1 大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等）が支払いを受ける配当等については、画面下の「2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項」から入力してください。

2 「配当集計フォーム」は、受け取った配当等をエクセルで入力・集計するためのフォーマットです。複数の配当等を受け取られている方は、「配当集計フォーム」を利用した入力便利です。

2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に従って必要事項の入力を行ってください。

非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	入力する	
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	

→[配当集計フォームのダウンロード](#)

※ 非上場株式等の配当等は、総合課税となります。

- ① 特定口座に受け入れていない上場株式等の配当等を入力する場合は、『入力する』ボタンをクリックします（12 ページの画面に進みます。）。
- ② 非上場株式等の配当等を入力する場合は、『入力する』ボタンをクリックします（14 ページの画面に進みます。）。
- ③ 特定口座に受け入れていない上場株式等の配当等や非上場株式等の配当等を、配当集計フォームを利用して入力する場合には、『読み込む』ボタンをクリックします（16 ページの画面に進みます。）。

「配当集計フォーム」は受け取った配当等を一定の表計算ソフト（エクセルなど）で入力・集計するためのフォーマットです。

※ 「配当集計フォーム」のダウンロードは確定申告書等作成コーナーのトップ画面から行います（この画面の「→配当集計フォームのダウンロード」をクリックして、表示された画面からダウンロードすることもできます。）。

詳しくは、18 ページ「配当集計フォームの使い方」をご覧ください。

配当所得の入力編

7 「金融・証券税制（上場株式等の配当）」画面

金融・証券税制（上場株式等の配当）

① 現在選択されている課税方法は「**総合課税**」です。
[総合課税と申告分離課税について](#)

総合課税を選択した配当については、配当控除を適用することができますが、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失の繰越控除を適用することはできません。

1件目

② (1) 支払通知書の種類
 イ 支払通知書の種類を選択してください。→[詳しくはこちら](#)

☐ 支払通知書の内容のうち、以下の事項について選択してください。
 （記載のない場合には「1 記載なし」を選択してください。）→[詳しくはこちら](#)
 外貨建資産割合 非株式割合

(2) 配当等の種類 →[詳しくはこちら](#)
 1～4のうちから該当するものを選択してください。
☐ 1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)
☐ 2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配
☐ 3 外貨建等証券投資信託の収益の分配（特定外貨建等証券投資信託以外）
☐ 4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等

(3) 種目(全角5文字以内) ③

(4) 銘柄等(全角28文字以内) ④

(5) 支払の取扱者の名称等(全角28文字以内) ⑤

(6) 収入金額 円

(7) 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) 円 (内 未納付の源泉徴収税額 円)
 ※ 上記、未納付の源泉徴収税額は、配当等の支払通知書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二重書きされている場合のみ、上段の額を入力してください。

(8) 配当割額控除額(住民税) 円

(9) 通知外国税相当額 円
 ※ (9)及び(10)の欄は、該当する金額がある場合にのみ入力してください。
 なお、通知所得税相当額が通知外国税相当額の内書きとして記載されている場合がありますのでご注意ください。

(10) 通知所得税相当額 円

(11) 負債の利子 円

※ 「(3) 種目」、「(5) 支払の取扱者の名称等」をコピーしてもう1件入力する場合は、下の項目にチェックを入れた状態で「もう1件入力する」ボタンをクリックしてください。

⑨ ☐ 「(3) 種目」、「(5) 支払の取扱者の名称等」をコピーしてもう1件入力する。 **もう1件入力する**

(入力結果一覧)

支払通知書の種類	種目	未納付の源泉徴収税額		通知外国税相当額
		収入金額	配当割額控除額	
銘柄等/支払の取扱者の名称等	源泉徴収税額			
		円	円	円
		円	円	円

⑩ **修正** **削除**

- ① 2ページの①で選択した配当所得の課税方法が表示されます。
- ② 配当所得の課税方法について「総合課税」を選択した場合には、支払通知書などを基に「支払通知書の種類」、「外貨建資産割合」、「非株式割合」及び「配当等の種類」を選択します。
 ※ 配当所得の課税方法について「申告分離課税」を選択している場合は、「支払通知書の種類」及び「配当等の種類」は表示されません。
- ③ 種目を入力します。
- ④ 銘柄等を入力します。
- ⑤ 支払の取扱者の名称等を入力します。

配当所得の入力編

- ⑥ 配当所得の「収入金額」、「源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）」及び「配当割額控除額（住民税）」を入力します。

なお、未納付の源泉徴収税額がある場合には「未納付の源泉徴収税額」を入力します。

- ⑦ 配当所得の「通知外国税相当額」、「通知所得税相当額」があればその金額を入力します。
※ 外国所得税は、こちらの欄には入力しません。「外国税額控除の入力」画面より入力してください。

- ⑧ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子があればその金額を入力します。

- ⑨ 複数の配当等を入力する場合には、②～⑧の必要項目を入力後、『もう1件入力する』ボタンをクリックします。

※ 追加入力する配当等の種目及び支払の取扱者の名称等が同じ場合には、『「(3) 種目」、「(5) 支払の取扱者の名称等」をコピーしてもう1件入力する。』にチェックします。

- ⑩ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

配当所得の入力編

8 「金融・証券税制（非上場株式等の配当）」画面

金融・証券税制（非上場株式等の配当）

(1) 配当等の種類 ?

1～4のうちから該当するものを選択してください。

☐ 1 上場株式等以外の株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)

☐ 2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配

☐ 3 外貨建等証券投資信託の収益の分配（特定外貨建等証券投資信託以外）

☐ 4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等

(2) 種目(全角5文字以内) ②

(3) 支払者の名称
(全角28文字以内) ③

(4) 支払者の所在地
(全角28文字以内) ④

(5) 収入金額 ⑤

 円

(6) 源泉徴収税額
(所得税及び復興特別所得税) ⑥

 円

※ 上記、未納付の源泉徴収税額は、配当等の支払通知書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二段書きされている場合のみ、上段の額を入力してください。

(7) 通知外国税相当額 ⑦

 円

※ (7)及び(8)の欄は、該当する金額がある場合にのみ入力してください。
 なお、通知所得税相当額が通知外国税相当額の内書きとして記載されている場合がありますのでご注意ください。

(8) 通知所得税相当額 ⑧

 円

(9) 負債の利子 ⑨

 円

※ 「(2) 種目」、「(3) 支払者の名称」、「(4) 支払者の所在地」をコピーしてもう1件入力する場合は、下の項目にチェックを入れた状態で「もう1件入力する」ボタンをクリックしてください。

☐ 「(2) 種目」、「(3) 支払者の名称」、「(4) 支払者の所在地」をコピーしてもう1件入力する。

もう1件入力する

(入力結果一覧) ⑨

配当等の種類	種目	収入金額	未納付の源泉徴収税額
支払者の名称	収入金額		通知外国税相当額
支払者の所在地	源泉徴収税額		通知所得税相当額
			円
		円	円
		円	円

修正

削除

- ① 支払通知書などを基に「配当等の種類」を選択します。
- ② 種目を入力します。
- ③ 支払者の名称を入力します。
- ④ 支払者の所在地を入力します。
- ⑤ 配当所得の「収入金額」及び「源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）」を入力します。
 なお、未納付の源泉徴収税額がある場合には「未納付の源泉徴収税額」を入力します。
- ⑥ 配当所得の「通知外国税相当額」、「通知所得税相当額」があればその金額を入力します。
 ※ 外国所得税は、こちらの欄には入力しません。「外国税額控除の入力」画面より入力してください。

配当所得の入力編

⑦ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子があればその金額を入力します。

⑧ 複数の配当等を入力する場合には、①～⑦の必要項目を入力後、『もう1件入力する』ボタンをクリックします。

※ 追加入力する配当等の「種目」、「支払者の名称」及び「支払者の所在地」が同じ場合には、『「(2) 種目」、「(3) 支払者の名称」、「(4) 支払者の所在地」をコピーしてもう1件入力する。』にチェックします。

⑨ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

配当所得の入力編

9 「配当集計フォーム読込」画面

配当集計フォーム読み込

配当集計フォームの読み込

配当集計フォームを読み込み、配当集計フォームに入力してある内容を反映させることができます。

配当集計フォームを読み込む場合は、「参照」ボタンをクリックし、入力した配当集計フォームを選択した後、「配当集計フォーム読み込」ボタンをクリックしてください。

- ※ 令和2年分以降の申告書等の作成では、Ver.4.0以前の配当集計フォームはご利用になれません。最新の**配当集計フォーム**をダウンロードの上、ご利用ください。
- ※ 配当集計フォームの読み込み後は、「上場株式等の配当等、非上場株式等の配当等」の入力項目に内容が反映されます。
- ※ 確定申告書等作成コーナーで入力できる配当等及び配当集計フォームで入力・集計できる配当等は600件までです。
- ※ 読み込可能なファイルは「Excel ブック（拡張子「.xlsx」）」のみです。
「.xlsx」以外の拡張子で配当集計フォームを保存されている場合は、保存形式を変更してください。
[→保存形式の変更はこちら](#)

読み込む配当等を選択してください。

1

☒
上場株式等の配当等

☒
非上場株式等の配当等

配当集計フォーム名:

参照...

2

< 戻る

配当集計フォーム読み込

- ① 配当集計フォームに入力されているデータのうち、読み込みを行う配当等を選択します。
- ② 『参照』ボタンをクリックします（下の画面が表示されます。）。

- ③ 「アップロードするファイルの選択」画面が開きますので、入力・保存した配当集計フォームのファイルを選択し、『開く』ボタンをクリックします。

読み込む配当等を選択してください。

☒ 上場株式等の配当等 ☒ 非上場株式等の配当等

配当集計フォーム名: ¥保存データ¥国税太郎配当所得データ.xlsx [参照...](#)

[4 配当集計フォーム読み込](#)

[入力内容をクリア](#)

- ④ 『配当集計フォーム読込』ボタンをクリックします（17 ページの画面に進みます。）

配当所得の入力編

10 「配当集計フォーム読込結果」画面

配当集計フォーム読込結果

このページを印刷

読込件数等

配当集計フォームを読み込んだ結果は以下のとおりです。
金額等に問題がなければ、「配当所得に反映」ボタンをクリックしてください。

上場株式等の配当等	合計額 ※正常に読み込んだデータの合計額を表示しています。	収入金額	1,000,000円
		源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税)	138,150円
		未納付の源泉徴収税額	0円
		配当割額控除額 (住民税)	50,000円
		通知外国税相当額	10,000円
		通知所得税相当額	5,000円
		負債の利子	0円
	読込件数	読込件数	10件
		正常件数	10件
		読込対象外件数	-
		エラー件数	-

非上場株式等の配当等	合計額 ※正常に読み込んだデータの合計額を表示しています。	収入金額	1,000,000円
		源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税)	184,200円
		未納付の源泉徴収税額	0円
		通知外国税相当額	15,000円
		通知所得税相当額	5,000円
		負債の利子	0円
	読込件数	読込件数	10件
		正常件数	10件
		読込対象外件数	-
		エラー件数	-

半角文字を全角文字に置き換える等の補正が必要なデータがある場合には、補正を行った上で正常件数として取り込んでいます。

< 戻

2

配当所得に反映

- ① 「配当集計フォーム読込結果」画面で読み込んだ結果が表示されますので、エラーがないこと等を確認します。

なお、エラー等がある場合には、そのエラー等のデータについて、配当集計フォームの入力内容を修正し、再度、読み込みを行うか、作成コーナーで直接入力（12～14 ページを参照）してください。

- ② 『配当所得に反映』 ボタンをクリックします。

※ 読み込んだデータは、12 ページの「金融・証券税制（上場株式等の配当）」画面又は 14 ページの「金融・証券税制（非上場株式等の配当）」画面に反映されます。

配当所得の入力編

配当集計フォームの使い方

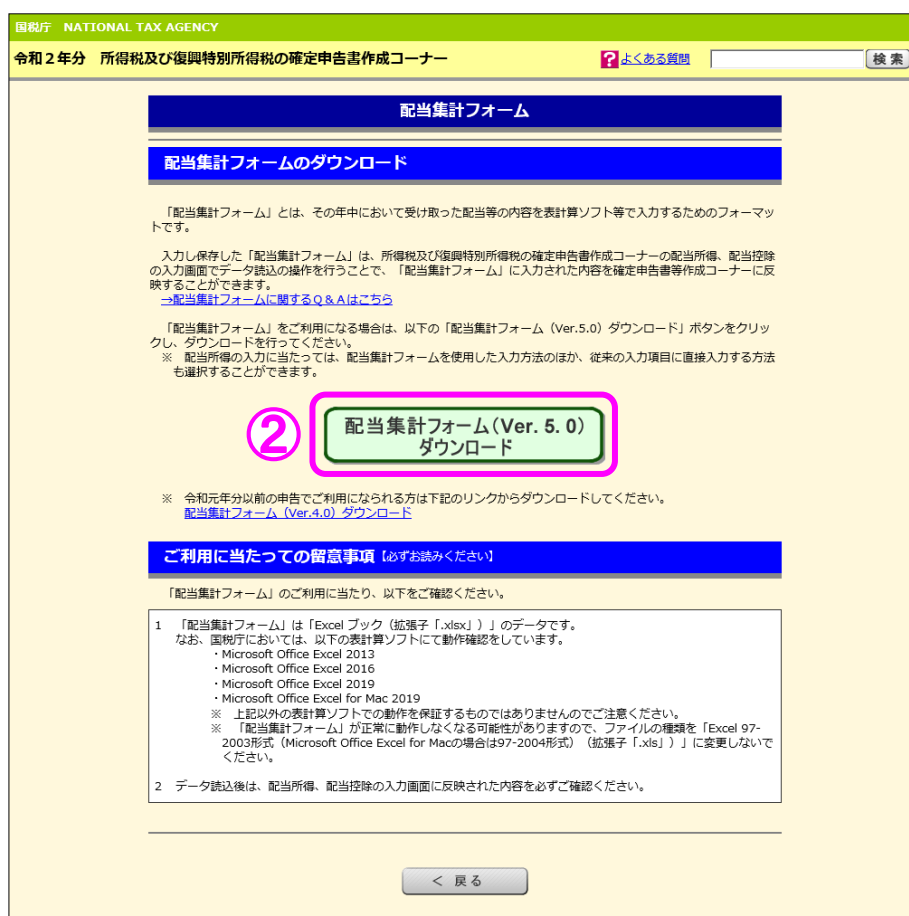
I 「配当集計フォーム」をダウンロードする

- ① 確定申告書等作成コーナーのトップ画面の『配当集計フォーム』をクリックします。



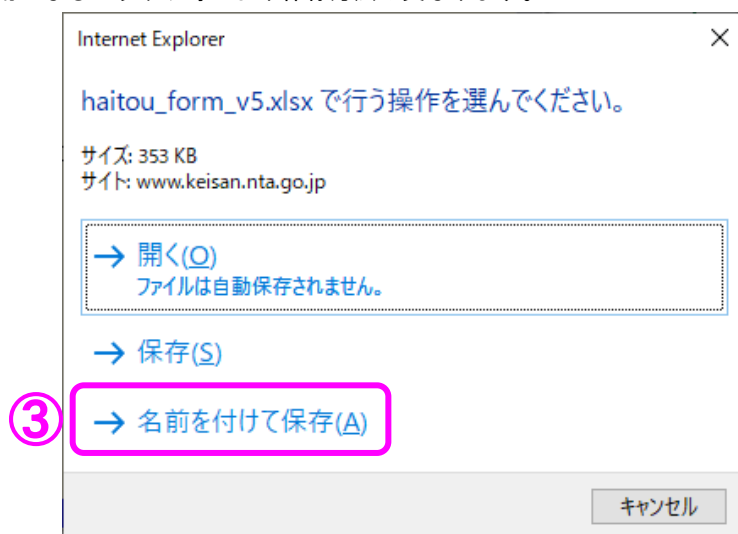
- ② 「配当集計フォーム」画面が表示されます。

ご利用に当たっての留意事項をご確認いただき、『配当集計フォーム (Ver. 5.0) ダウンロード』ボタンをクリックします。

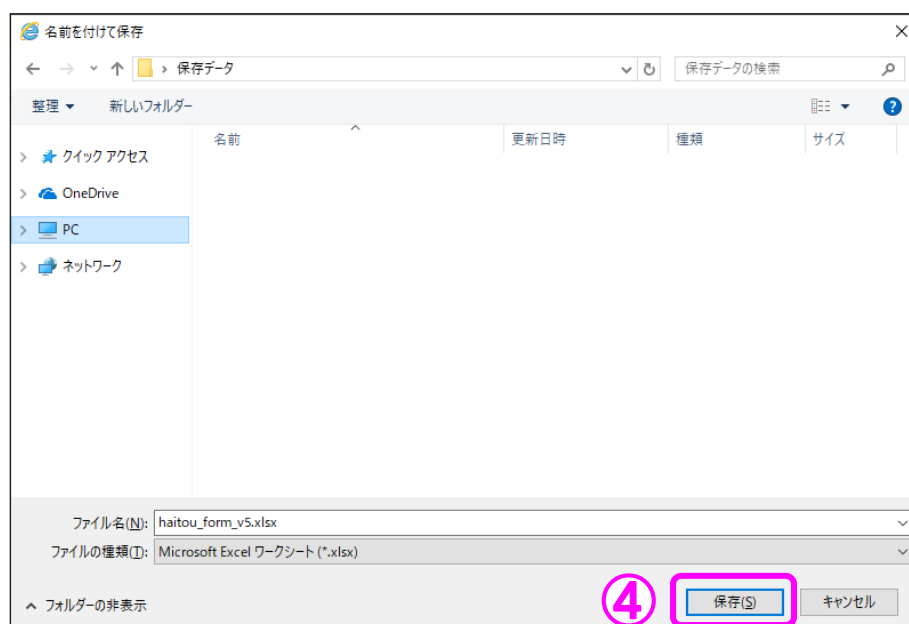


配当所得の入力編

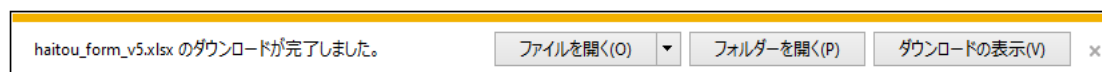
- ③ ダイアログが表示されますので『名前を付けて保存』をクリックします。
※ Internet Explorer11 を利用した場合の保存方法をご案内します。
ご利用になるブラウザ等により保存方法は異なります。



- ④ 「配当集計フォーム (Ver. 5.0)」の保存先を指定し、『保存』ボタンをクリックします。

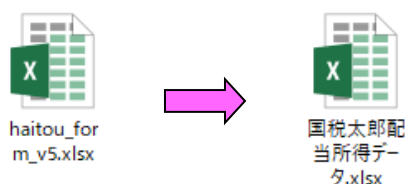


- ⑤ 画面下部に次のメッセージが表示されればダウンロードは完了です。



(参考)

ダウンロードした「配当集計フォーム (Ver. 5.0)」は任意のファイル名に変更しても、データ読込には影響はありません (拡張子「.xlsx」は変更しないでください。)



配当所得の入力編

Ⅱ 「配当集計フォーム」に入力する

- ① 配当集計フォーム（Ver. 5.0）を開き支払通知書などを基に各項目の入力をします。
【「上場株式等の配当等」シート】

令和5年分決算用 配当集計フォーム Ver. 5.0 (上場株式等の配当等)														
※ このシートは「上場株式等の配当等」の入力シートです。「非上場株式等の配当等」を入力する場合は、「非上場株式等の配当等」シートを入力してください。														
※ 「(12)支払利息の科目」欄は「(1)配当等の種類」欄の「支払利息」として入力してください。														
※ 入力した金額の合計については、「各シートの合計金額」シートをご確認ください。														
(1)受取配当 (円)	(2)受取配当の 種類	(3)配当金の 種類	(4)配当金の 金額	(5)配当金の 支払元	(6)支払元 の名称	(7)支払元 の住所	(8)支払元 の代表者	(9)支払元 の業種	(10)支払元 の法人番号	(11)支払元 の法人名称	(12)支払利息 の科目	(13)支払利息 の金額	(14)支払利息 の支払元	(15)支払利息 の支払元 の名称
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

【「非上場株式等の配当等」シート】

令和5年分決算用 配当集計フォーム Ver. 5.0 (非上場株式等の配当等)														
※ このシートは「非上場株式等の配当等」の入力シートです。「上場株式等の配当等」を入力する場合は、「上場株式等の配当等」シートを入力してください。														
※ 入力した金額の合計については、「各シートの合計金額」シートをご確認ください。														
(1)受取配当 (円)	(2)受取配当の 種類	(3)配当金の 種類	(4)配当金の 金額	(5)支払元 の住所	(6)支払元 の名称	(7)支払元 の住所	(8)支払元 の代表者	(9)支払元 の業種	(10)支払元 の法人番号	(11)支払元 の法人名称	(12)支払利息 の科目	(13)支払利息 の金額	(14)支払利息 の支払元	(15)支払利息 の支払元 の名称
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

- ※ 「上場株式等の配当等」シート及び「非上場株式等の配当等」シートに入力した金額の合計額は、「各シートの合計金額」シートに表示されます。

【「各シートの合計金額」シート】

各シートの合計金額	
※ このシートは、「上場株式等の配当等」及び「非上場株式等の配当等」の各シートで入力した合計金額を表示しています。	
(7)収入金額	1,000,000円
(8)源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)	
源泉徴収税額	138,150円
左のうち、未納付の源泉徴収税額	20,000円
(9)配当割戻金(住民税)	50,000円
(10)通知外国税相当額	10,000円
(11)通知所得税相当額	5,000円
(12)負債の利息	100,000円
(6)収入金額	1,000,000円
(7)源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)	
源泉徴収税額	184,200円
左のうち、未納付の源泉徴収税額	30,000円
(8)通知外国税相当額	15,000円
(9)通知所得税相当額	5,000円
(10)負債の利息	100,000円

配当所得の入力編

※ 「上場株式等の配当等」シート及び「非上場株式等の配当等」シートの各項目の入力に当たっては、「ご利用に当たって」シートを参考にしてください。

また、「上場株式等の配当等」シートの「(2)支払通知書の種類」及び「(3)配当等の種類」のリスト選択に当たっては、「リスト選択に当たって」シートを参考にしてください。

【「ご利用に当たって」シート】

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R						
1	ご利用に当たって(令和2年分以降)																							
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10	● ご利用に当たって																							
11	・ 特定口座(源泉徴収口座)に受け入れた上場株式等の配当等は、配当集計フォームの集計対象としていません。特定口座(源泉徴収口座)																							
12	に受け入れた上場株式等の配当等を申告される場合は、確定申告書等作成コーナーで直接入力してください。																							
13	・ 「上場株式等の配当等」及び「非上場株式等の配当等」の各シートのデータは、それぞれ1000件まで入力が可能です。																							
14	・ 保存したデータを確定申告書等作成コーナーの「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面でデータ読み込みの操作を行うことで、「配当集計フォーム」に入力された内容を確定申告書等作成コーナーに反映することができます。																							
15	・ 保存したデータを「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面で読み込み時に、受取年と申告書を作成する年分が一致しないデータは読み込みから自動的に除外されます。																							
16	・ 特定公社債の利子等は、配当集計フォームの集計対象としていません。特定公社債の利子等を申告される場合は、確定申告書等作成コーナーで直接入力してください。																							
17																								
18																								
19																								
20	● 入力欄について																							
21	「配当集計フォーム」の各入力欄に入力する内容は下表のとおりです。																							
22	【注釈】																							
23	大口株主等(その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等)が支払を受ける上場株式等の配当等については、「非上場株式等の配当等」シートに入力してください。																							
24																								
25																								
26																								
27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>入力内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)受取年(和暦)</td> <td> 配当等を受け取った年を入力します。 (和) ・ 令和元年 … 01 ・ 平成31年 … 31 なお、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面でのデータ読み込みの際に、受取年が作成する申告書の年分と一致しないデータは、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面に反映しません(自動的に除外されます。)。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>支払通知書の種類をリスト(※)から選択します。</td> </tr> </tbody> </table>																		項目名	入力内容	(1)受取年(和暦)	配当等を受け取った年を入力します。 (和) ・ 令和元年 … 01 ・ 平成31年 … 31 なお、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面でのデータ読み込みの際に、受取年が作成する申告書の年分と一致しないデータは、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面に反映しません(自動的に除外されます。)。		支払通知書の種類をリスト(※)から選択します。
項目名	入力内容																							
(1)受取年(和暦)	配当等を受け取った年を入力します。 (和) ・ 令和元年 … 01 ・ 平成31年 … 31 なお、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面でのデータ読み込みの際に、受取年が作成する申告書の年分と一致しないデータは、「金融・証券税制(源泉徴収口座以外の配当)」画面に反映しません(自動的に除外されます。)。																							
	支払通知書の種類をリスト(※)から選択します。																							
28																								

【「リスト選択に当たって」シート】

	A	B	C	D	E	F	G	H	I																																																															
1	リスト選択に当たって																																																																							
2																																																																								
3																																																																								
4																																																																								
5	「上場株式等の配当等」シートの「(2)支払通知書の種類」欄及び「(3)配当等の種類」欄における正常な組合せは以下の70種類となります(以下の70種類以外の組合せは背景色が赤色表示となります。)。																																																																							
6	なお、以下の70種類以外の組合せ(背景色が赤色表示)のデータは、確定申告書等作成コーナーに反映されません。																																																																							
7																																																																								
8																																																																								
9	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項番</th> <th colspan="2">(2)支払通知書の種類</th> <th rowspan="2">(3)配当等の種類</th> </tr> <tr> <th>支払通知書の種類</th> <th>外貨建資産割合 非株式割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td rowspan="8">1 記載なし</td> <td rowspan="4">1 記載なし</td> <td>1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td rowspan="4">2 50%以下</td> <td>2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)</td> </tr> <tr> <td>08</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>09</td> <td rowspan="8">2 50%以下</td> <td rowspan="4">1 記載なし</td> <td>1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td rowspan="4">2 50%以下</td> <td>2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td rowspan="8">3 50%超75%以下</td> <td rowspan="4">1 記載なし</td> <td>3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>2 50%以下</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3 50%超75%以下</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td rowspan="4">4 75%超</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1 記載なし</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2 50%以下</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等</td> </tr> </tbody> </table>									項番	(2)支払通知書の種類		(3)配当等の種類	支払通知書の種類	外貨建資産割合 非株式割合	01	1 記載なし	1 記載なし	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)	02	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配	03	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	04	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)	05	2 50%以下	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配	06	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	07	3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)	08	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	09	2 50%以下	1 記載なし	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)	10	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配	11	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	12	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)	13	2 50%以下	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配	14	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	15	3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)	16	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	17	3 50%超75%以下	1 記載なし	3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)	18	2 50%以下	19	3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)	20	3 50%超75%以下	21	4 75%超	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等	22	1 記載なし	23	2 50%以下	24	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等
項番	(2)支払通知書の種類		(3)配当等の種類																																																																					
	支払通知書の種類	外貨建資産割合 非株式割合																																																																						
01	1 記載なし	1 記載なし	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)																																																																					
02			2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配																																																																					
03			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
04			1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)																																																																					
05		2 50%以下	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配																																																																					
06			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
07			3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)																																																																					
08			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
09	2 50%以下	1 記載なし	1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)																																																																					
10			2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配																																																																					
11			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
12			1 上場株式等に係る配当等(次の2～4に該当するものを除く。)																																																																					
13		2 50%以下	2 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配																																																																					
14			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
15			3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)																																																																					
16			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
17	3 50%超75%以下	1 記載なし	3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)																																																																					
18			2 50%以下																																																																					
19			3 外貨建等証券投資信託の収益の分配(特定外貨建等証券投資信託以外)																																																																					
20			3 50%超75%以下																																																																					
21		4 75%超	4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					
22			1 記載なし																																																																					
23			2 50%以下																																																																					
24			4 配当控除(税額控除)の対象とならない配当等																																																																					